令和3年度「産地交付金」の使途計画 (国と調整済)

○支援単価について

支援は①協議会独自支援枠(独)②国支援枠(国)③県支援枠(県)の3種類

- ◆国の支援単価は調整なし。県支援は上限単価。
- ◆協議会独自枠の単価調整は、「担い手収量向上支援(大豆)」と「流通合理化加算(飼料用米)」で行い、他の使途では行わない。ただし、配分枠が不足する場合、独自使途内で一律減額調整。

【共通交付要件】「水田活用の直接支払交付金」の交付対象者(水田で作付けした作物に限る)

【使途名】 対象作物名	交付単価 (10 a 当たり)	交付要件・作物別独自要件
対象作物名 ①【担い手収量向上支援】 大豆	22,000円 (14,000円~ 25,000円)	○水田活用の直接支払交付金の交付対象者であること。 (ただし、認定農業者、市認定集落営農、認定新規就農者に限る)○実需者等との間で出荷、販売契約を締結していること。○里のほほえみ及び里のほほえみと合わせたエンレイ、シュウリュウ等を作付し販売を行うこと。
①【作付拡大支援】団地化 えだまめ・カリフラワー・ブ ロッコリー・キャベツ・ねぎ・ アスパラ菜・トマト	40, 000 円	○水田活用の直接支払交付金の交付対象者であること。 ○作物別に設定する下記の作付規模要件を満たした生産者に交付する。 《作物別規模要件》 作物名 作付規模 えだまめ 20a以上
①【二毛作加算】 えだまめ+カリフラワー えだまめ+ブロッコリー えだまめ+キャベツ	20, 000 円	カリフラワー・ブロッコリー キャベツ・ねぎ アスパラ菜・トマト 2.5a以上 〇二毛作加算については、えだまめ後ブロッコリー・カリフラワー・キャベツ、またはブロッコリー・カリフラワー・キャベツ後にえだまめとする。 ※ 作付拡大支援(団地化)対象者は、直売施設利用加算は対象外
①【コスト低減支援】 えだまめ・カリフラワー・ブ ロッコリー・キャベツ	7, 500 円	○水田活用の直接支払交付金の交付対象者であること。 ○農協等が整備した機械(オペレーターは除く)を使用 し、定植及び収穫を行うこと。 または、定植及び収穫機械のレンタル(借上げ)や作業 委託を行うこと。
①【直売施設等利用加算】 えだまめ・ねぎい・たらの もだまが、せんまい・たら変・ ・自然薯・アスパラ菜・ みょうが・だいこん・カリフラ ・フェッカリー・アスパラガス・や リー・キャベッ・カリママ ト・き玉ねぎ・ユリ・原料用唐 辛子	10, 000 円	 ○水田活用の直接支払交付金の交付対象者であること。 ○対象作物を作付けし、直売施設・集荷業者等に販売すること。ただし、直売施設はJA・農家等が組織的に運営しており、収穫・販売を一定期間継続して稼働している施設とする。 ○原料用唐辛子は、集荷業者等と出荷及び販売契約し、販売実績が確認できること。 ※無人販売や個人販売は、販売証明がないため非該当とする。
①【共同施設利用加算】そば	12, 000 円	○水田活用の直接支払交付金の交付対象者であること。○共同乾燥調製施設を利用し、出荷、販売契約を締結していること。
①【 耕畜連携土づくり加算】 飼料作物・WCS 用稲	5, 000 円	○水田活用の直接支払交付金の交付対象者であること。 ○対象水田への作付け及び生産物の販売を行うこと。 ○飼料作物・WCS用稲を作付けする又は作付けした水田で耕畜連携(資源循環)の取組を行う農業者 ○連携相手となる者と3年以上の利用供給協定を締結していること。

【共通交付要件】「**水田活用の直接支払交付金」の交付対象者**(水田で作付けした作物に限る)

【使途名】 対象作物名	交付単価 (10 a 当たり)	交付要件・作物別独自要件
①【流通合理化加算】 飼料用米	15, 000 円 (12, 500 円~ 17, 000 円)	○水田活用の直接支払交付金の交付対象者であること。 ○共同乾燥調製施設を利用(出荷)し、施設からトンパック又はバラで輸送すること、または個別生産者からJA等集出荷事業者に1トンパックで出荷すること。
①【原材料供給加算】 野菜、花き(子実、茎葉等)	30, 000 円	○水田活用の直接支払交付金の交付対象者であること。 ○野菜、花き(子実、茎葉利用含む)の単年性の作物に限る。 ○市内障害福祉サービス事業所と原料供給協定を締結し、契約に基づく原料供給を行うこと。
②【複数年契約加算】 飼料用米・米粉用米	12, 000 円	 ○水田活用の直接支払交付金の交付対象者であること。 ○対象水田への作付け及び生産物の販売を行うこと。 ○新規需要米取組計画の認定を受けているもの。 ○飼料用米または米粉用米の令和2年産又は令和3年産から3年以上の複数年契約を締結していること(生産者=実需者)。 ○契約書には①各年産の契約数量②契約価格または契約価格の設定方法③契約不履行に対する違約条項が記されていること。 ○契約数量は、複数年契約期間内において、維持または増加するもの。 ○飼料用米について生産性向上として次の取組を1つ以上取り組むこと。 ①多収性品種の導入②作業の省力化技術の取組 ③担い手が行う取組④基幹施設利用(CE、RC等)
②【そば作付助成】 そば	20, 000 円	○水田活用の直接支払交付金の交付対象者であること。○出荷・販売契約を締結していること。
②【新市場開拓用米取組拡 大支援】 新市場開拓用米	20, 000 円	○水田活用の直接支払交付金の交付対象者であること。 ○新市場開拓用米の生産販売に取り組む市内農業者。 ○新規需要米取組計画の認定を受けている者。 ※水田リノベーション事業対象面積との重複交付は不可。
③【複数年契約の取組】 加工用米・新市場開拓用米	12, 000 円 (上限)	 ○水田活用の直接支払交付金の交付対象者であること。 ○対象水田への作付け及び生産物の販売を行うこと。 ○新規需要米取組計画の認定を受けているもの。 ○飼料用米または米粉用米の令和2年産又は令和3年産から3年以上の複数年契約を締結していること(生産者=実需者)。 ○契約書には①各年産の契約数量②契約価格または契約価格の設定方法③契約不履行に対する違約条項が記されていること。 ○契約数量は、複数年契約期間内において、維持または増加するもの。 ○加工用米は、県内実需者との契約を優先的に支援する。
③【多収性品種複数年契約 取組支援】 加工用米・新市場開拓米・米 粉用米	12, 000 円 (上限)	○令和元年度に契約締結したものが対象。 (継続支援に限る)。 ○新規需要米取組計画の認定を受けている者。 ○契約不履行となった場合、交付額は返還の対象となり 得る。
③【飼料用米、WCS用稲の 生産性向上支援】 飼料用米、WCS用稲	5, 000 円 (上限)	○飼料用米又はWCS用稲生産者 ○県が定める生産性向上の取組のうち、2 つ以上に取り 組むこと。 例:プール育苗、土づくり資材の施用、 複数品種による作期分散